

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第9号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則等の一部を改正する規則

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者) 第5条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定訪問介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	(管理者) 第5条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定訪問介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。 この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。 この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
(I) (略)	(I) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

3～5 (略)

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第22条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(掲示)

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第28条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の指定訪問介護の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第275条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調整するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを交付する方法

3～5 (略)

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第22条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(掲示)

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第28条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の指定訪問介護の選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示

よる掲示に代えることができる。

(記録等の整備)

第40条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第18条第2項の提供した具体的な指定訪問介護の内容等の記録

(3) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第36条第2項の苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(管理者)

第42条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者)

第48条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理に支

に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録等の整備)

第40条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第18条第2項の規定による提供した具体的な指定訪問介護の内容等の記録

(3) 第22条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(管理者)

第42条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者)

第48条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理に支

障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第52条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(記録の整備)

第56条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定訪問入浴介護の内容等の記録

(2) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第52条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(記録の整備)

第56条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定訪問入浴介護の内容等の記録

(2) 第52条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(管理者)

第59条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者)

第99条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定通所介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第103条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(記録等の整備)

第110条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(管理者)

第59条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者)

第99条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定通所介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第103条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(記録等の整備)

第110条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- | | |
|--|---|
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定通所介護の内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録</p> <p>(準用)</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定通所介護の内容等の記録</p> <p>(3) 第103条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録</p> <p>(準用)</p> |
|--|---|

第113条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条の2、第39条、第54条、第97条、第99条及び第100条第4項並びに前節（第111条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程（第105条の運営規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第26条及び第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第32条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第100条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とある

第113条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条の2、第39条、第54条、第97条、第99条及び第100条第4項並びに前節（第111条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程（第105条の運営規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第26条及び第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第32条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第100条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とある

のは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第2号、第104条第5項及び第106条第3項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第110条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第131条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当通所介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者)

第147条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第153条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期

のは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第2号、第104条第5項及び第106条第3項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第110条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第131条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当通所介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者)

第147条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第153条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期

入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 (略)

入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 (略)

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 (略)

(地域等との連携)

6 (略)

(地域等との連携)

第164条 (略)

第164条 (略)

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第164条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に

(記録等の整備)

第165条 (略)

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定短期入所生活介護の内容等の記録
 - (3) 第153条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(ユニット型指定短期入所生活介護の取扱方針)

第172条 (略)

2～7 (略)

開催しなければならない。

(記録等の整備)

第165条 (略)

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定短期入所生活介護の内容等の記録
 - (3) 第153条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(ユニット型指定短期入所生活介護の取扱方針)

第172条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的

8 (略)

(勤務体制の確保等)

第177条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(管理者)

第182条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(従業者の員数)

第188条 指定短期入所療養介護の事業を行う者

(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)
第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介

拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第177条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(管理者)

第182条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(従業者の員数)

第188条 指定短期入所療養介護の事業を行う者

(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第19条第2項第3号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。

(5) (略)

2 (略)

第189条 指定短期入所療養介護事業所の施設及

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第19条第2項第3号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

第189条 指定短期入所療養介護事業所の施設及

び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4)・(5) (略)

2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第190条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾患、冠婚葬祭、出張等の理由又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の状況により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康

び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3)・(4) (略)

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第190条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾患、冠婚葬祭、出張等の理由又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の状況により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供する

保険法等の一部を改正する法律附則第130条の
2第1項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた平成18年旧介護保険法第8条第
26項の政令で定める病床により構成される病
棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所
療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第192条 (略)

2～5 (略)

ものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第192条 (略)

2～5 (略)

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘
束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を
講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検
討する委員会(テレビ電話装置等を活用し
て行うことができるものとする。)を3月に
1回以上開催するとともに、その結果につ
いて、介護職員その他の従業者に周知徹底
を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整
備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的
拘束等の適正化のための研修を定期的に実
施すること。

7 (略)

(定員の遵守)

第200条 指定短期入所療養介護事業者は、次に
掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に
指定短期入所療養介護を行ってはならない。
ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事
情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又
は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
である指定短期入所療養介護事業所にあつ
ては、療養病床又は老人性認知症疾患療養
病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性

第200条 指定短期入所療養介護事業者は、次に
掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に
指定短期入所療養介護を行ってはならない。
ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事
情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である
指定短期入所療養介護事業所にあっては、
療養病床に係る病床数及び病室の定員を超
えることとなる利用者数

認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録等の整備)

第201条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定短期入所療養介護の内容等の記録

(3) 第192条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第202条 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第39条まで（第37条第2項を除く。）、第54条、第106条、第108条、第142条、第150条、第151条第2項及び第164条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第199条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第106条第3項及び第4項

(3)・(4) (略)

(記録等の整備)

第201条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定短期入所療養介護の内容等の記録

(3) 第192条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
(準用)

第202条 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第39条まで（第37条第2項を除く。）、第54条、第106条、第108条、第142条、第150条、第151条第2項及び第164条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第199条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第106条第3項及び第4項

中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第142条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第150条第1項中「第162条」とあるのは「第199条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第205条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するもの

項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第142条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第150条第1項中「第162条」とあるのは「第199条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第205条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の施設及び設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

に限る。)を有することとする。

- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(1) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができるること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとす

ること。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いざれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。

ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器

械及び器具を備えること。

エ 洗室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(1)の共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(1) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができるのこと。

b 病室は、いずれかのユニットに属

するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者が
ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事
業者（指定介護予防サービス等基準規則第190
条第1項に規定するユニット型指定介護予防
短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併
せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療
養介護の事業及びユニット型指定介護予防短
期入所療養介護の事業（指定介護予防サービ
ス等基準規則第188条のユニット型指定介護予

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。

ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上
とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十
分な広さを有し、必要な器械及び器具を
備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するの
に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら
当該ユニット型指定短期入所療養介護事業
所の用に供するものでなければならない。
ただし、利用者に対する指定短期入所療養
介護の提供に支障がない場合は、この限り
でない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行
規則第21条の4において準用する同令第21
条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床
を有する診療所であるユニット型指定短期
入所療養介護事業所は、消火設備その他の
非常災害に際して必要な設備を設けること
とする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所
療養介護事業所の設備に関する基準は、法に
規定する介護医療院として必要とされる施設
及び設備（ユニット型介護医療院に関するも
のに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者が
ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事
業者（指定介護予防サービス等基準規則第190
条第1項に規定するユニット型指定介護予防
短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併
せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療
養介護の事業及びユニット型指定介護予防短
期入所療養介護の事業（指定介護予防サービ
ス等基準規則第188条のユニット型指定介護予

防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第190条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(ユニット型指定短期入所療養介護の取扱方針)

第207条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(勤務体制の確保等)

第212条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(定員の遵守)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指

防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第190条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(ユニット型指定短期入所療養介護の取扱方針)

第207条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第212条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(定員の遵守)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指

定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員又は病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) (略)

(従業者の員数)

第216条 (略)

2～8 (略)

定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) (略)

(従業者の員数)

第216条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第235条において準用する第164条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

	<p><u>イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 特定施設従業者に対する研修</u></p> <p>(2) <u>介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p>(3) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p>(4) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p>
(管理者)	
第217条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	第217条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
(介護)	(介護)
第226条 (略)	第226条 (略)
	<p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p><u>第226条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>
(健康管理)	(健康管理)
第227条 (略)	第227条 (略)
(協力医療機関等)	(協力医療機関等)

第232条 (略)

第232条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院

2 (略)

(記録等の整備)

第234条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第222条第2項の提供した具体的な指定特定施設入居者生活介護の内容等の記録

(3) 第224条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第231条第3項の結果等の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第235条 第10条、第11条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条及び第157条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第230条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員

が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録等の整備)

第234条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第222条第2項の規定による提供した具体的な指定特定施設入居者生活介護の内容等の記録

(3) 第224条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第231条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第235条 第10条、第11条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条、第157条及び第164条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第230条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪

等」とあるのは「特定施設従業者」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第239条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(記録等の整備)

第245条 (略)

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
 - (2) 第242条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録
 - (7) 次条において準用する第222条第2項の提供した具体的な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容等の記録

間介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第239条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(記録等の整備)

第245条 (略)

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
 - (2) 第242条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
 - (7) 次条において準用する第222条第2項の規定による提供した具体的な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容等の記録

- (8) 次条において準用する第224条第5項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第231条第3項に規定する結果等の記録
(管理者)

第249条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理に支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第253条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) (略)

- (8) 次条において準用する第224条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第231条第3項の規定による結果等の記録
(管理者)

第249条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理に支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第253条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) (略)
- (2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(2)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第254条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容等について定めた福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第272条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 (略)

(3)～(5) (略)

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8)・(9) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第254条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等について定めた福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第272条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。
ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 (略)

(掲示及び目録の備付け)

第259条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第255条の運営規程の概要その他の利用申込者の指定福祉用具貸与の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(記録等の整備)

第260条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定福祉用具貸与の内容等の記録

(3) 第258条第4項の結果等の記録

(4) 次条において準用する第25条に規定する

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 (略)

(掲示及び目録の備付け)

第259条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第255条の運営規程の概要その他の利用申込者の指定福祉用具貸与の選択に資すると認められる重要な事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録等の整備)

第260条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定福祉用具貸与の内容等の記録

(3) 第253条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第258条第4項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定によ

市町村への通知に係る記録

- (5) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録
(準用)

第261条 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条並びに第106条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下の章において同じ。)」とあるのは「以下の章において同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第39条まで（第36条第5項及び第6項を除く。）、第54条、第106条第1項、第2項及び第4項、第247条、第

る市町村への通知に係る記録

- (6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
(準用)

第261条 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条並びに第106条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下の章において同じ。)」とあるのは「以下の章において同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第39条まで（第36条第5項及び第6項を除く。）、第54条、第106条第1項、第2項及び第4項、第247条、第

249条、第250条並びに第4節（第251条第1項及び第261条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第263条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第251条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第266条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定

249条、第250条並びに第4節（第251条第1項及び第261条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第263条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第251条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第266条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定

特定福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理に支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第271条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

特定福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理に支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第271条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

	(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(4) (略) (特定福祉用具販売計画の作成)	(8) (略) (特定福祉用具販売計画の作成)
第272条 (略) 2～4 (略)	第272条 (略) 2～4 (略)
(記録等の整備)	5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。 (記録等の整備)
第273条 (略) 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第268条の提供した具体的な指定特定福祉用具販売の内容等の記録 (3) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録 (5) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録 (準用)	第273条 (略) 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 第268条の規定による提供した具体的な指定特定福祉用具販売の内容等の記録 (3) 第271条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録 (準用)
第274条 第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第25条、第30条の2、第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条、第106条第1項、第2項及び第4項、第	第274条 第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第25条、第30条の2、第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条、第106条第1項、第2項及び第4項、第

252条、第255条から第257条まで並びに第259条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第274条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。)」とあるのは「以下この章において同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第3項第1号及び第3号並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第252条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第255条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第256条及び第257条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第275条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

252条、第255条から第257条まで並びに第259条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第274条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。)」とあるのは「以下この章において同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第3項第1号及び第3号並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第252条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第255条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第256条及び第257条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第275条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条（第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第202条（第214条において準用する場合を含む。）、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。）及び第222条第1項（第246条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条（第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第202条（第214条において準用する場合を含む。）、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。）及び第222条第1項（第246条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者) 第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (内容及び手続の説明及び同意)	(管理者) 第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 (内容及び手続の説明及び同意)
第49条の2 (略) 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合	第49条の2 (略) 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合

には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものと交付する方法

3～6 (略)

(掲示)

第53条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第53条の運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定介護予防訪問入浴介護の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第265条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調整するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものと交付する方法

3～6 (略)

(掲示)

第53条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第53条の運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定介護予防訪問入浴介護の選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要な事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則

(記録の整備)

第54条 (略)

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防訪問入浴介護の内容等の記録

(2) 第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第53条の8第2項の苦情の内容等の記録

(4) 第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第57条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第54条 (略)

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防訪問入浴介護の内容等の記録
- (2) 第57条第4号の規定による身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第57条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し

(3)～(5) (略)

(管理者)

第59条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加

なければならない。

(5)～(7) (略)

(管理者)

第59条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加

する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。)をいう。以下同じ。)を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

(2)～(14) (略)

(管理者)

第129条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(身体的拘束等の禁止)

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 (略)

るものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。)をいう。以下同じ。)を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

(2)～(14) (略)

(管理者)

第129条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(身体的拘束等の禁止)

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ

(定員の遵守)

第138条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(地域等との連携)

第139条 (略)

いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(定員の遵守)

第138条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(地域等との連携)

第139条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第139条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで

(記録等の整備)		<u>きるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</u>
第140条 (略)		(記録等の整備)
2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。		2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(1) (略)		(1) (略)
(2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防短期入所生活介護の内容等の記録		(2) 次条において準用する第49条の13第2項の <u>規定による</u> 提供した具体的な指定介護予防短期入所生活介護の内容等の記録
(3) 第135条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		(3) 第135条第2項の <u>規定による</u> 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録		(4) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録		(5) 次条において準用する第53条の8第2項の <u>規定による</u> 苦情の内容等の記録
(6) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録		(6) 次条において準用する第53条の10第2項の <u>規定による</u> 事故の状況及び講じた措置の記録
(勤務体制の確保等)		(勤務体制の確保等)
第156条 (略)		第156条 (略)
2～4 (略)		2～4 (略)
5 (略)		<u>5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>
(管理者)		
第166条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該		第166条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、基準該

当介護予防短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第172条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」といふ。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」といふ。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」といふ。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」といふ。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」といふ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である

当介護予防短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第172条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」といふ。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」といふ。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」といふ。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護

指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第19条第2項第3号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。

(5) (略)

2 (略)

(設備及び備品)

第173条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医

事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）第19条第2項第3号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

(設備及び備品)

第173条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4)・(5) (略)

2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成18年旧介護保険法第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第176条 (略)

2 (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(3)・(4) (略)

2 前項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第176条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、

(定員の遵守)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録等の整備)

第179条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(定員の遵守)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床に係る病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録等の整備)

第179条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防短期入所療養介護の内容等の記録</p> <p>(3) 第176条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第180条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第119条の2、第119条の4、第120条、第132条、第133条第2項及び第139条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第53条の2の2第2項、第53条の4第1項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第177条」と、第119条の2第3項及び第4項並びに第120条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第132条第1項中「第137条」とあるのは「第177条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防短期入所療養介護の内容等の記録</p> <p>(3) 第176条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第180条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第119条の2、第119条の4、第120条、第132条、第133条第2項、第139条及び139条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第53条の2の2第2項、第53条の4第1項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第177条」と、第119条の2第3項及び第4項並びに第120条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第132条第1項中「第137条」とあるのは「第177条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み</p>
---	---

替えるものとする。

第190条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療

従業者」と読み替えるものとする。

第190条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の施設及び設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならぬ。

ア ユニット

(1) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、

a ただし書の場合にあっては、21.3
平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設
けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニッ
トに属するものとし、当該ユニット
の利用者が交流し、共同で日常生活
を営むための場所としてふさわしい
形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平
方メートルに当該共同生活室が属す
るユニットの利用者の定員を乗じて
得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えるこ
と。

(ロ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同
生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに
適したものとすること。

(ハ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同
生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設
けるとともに、身体の不自由な者が
使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。

ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上
とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方
メートル以上の床面積を有し、必要な器
械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するの
に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条第3項に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

イ 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同

生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、
 - a ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。

ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上
とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第205条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準規則第203条のユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）が同一の事業所において

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第205条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準規則第203条のユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）が同一の事業所において

一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第205条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第193条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(定員の遵守)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員又は病室の定員を超えることとなる利用者数

一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第205条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第193条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(定員の遵守)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(3) (略)

(従業者の員数)

第202条 (略)

2～8 (略)

(2) (略)

(従業者の員数)

第202条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合

における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第216条において準用する第139条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第203条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければ

(2) (略)

(従業者の員数)

第202条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合

における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第216条において準用する第139条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第203条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければ

ならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用料等の額等)

第209条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第210条 (略)

(協力医療機関等)

第213条 (略)

ならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用料等の額等)

第209条 (略)

(口腔衛生の管理)

第209条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第210条 (略)

(協力医療機関等)

第213条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った知事に届け出な

ければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬ。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

7 （略）

（記録等の整備）

第215条 （略）

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) （略）

(2) 第208条第2項の提供した具体的な指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容等の

第215条 （略）

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) （略）

(2) 第208条第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防特定施設入居者生活介護

記録

- (3) 第210条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第212条第3項の結果等の記録
- (5) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第216条 第49条の5、第49条の6、第50条の2から第52条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第119条の4及び第138条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条、第53条の2の2第2項、第53条の10の2第1号及び第3号並びに第53条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第53条」とあるのは「第211条」と、第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第227条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業

の内容等の記録

- (3) 第210条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第212条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(準用)

第216条 第49条の5、第49条の6、第50条の2から第52条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の8まで、第53条の10から第53条の11まで、第119条の4、第138条の2及び第139条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条、第53条の2の2第2項、第53条の4第1項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第53条」とあるのは「第211条」と、第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第53条」とあるのは「第211条」と、第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第227条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職

所、施設等の職務に従事することができる。
(記録等の整備)

第232条 (略)

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
 - (2) 第234条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録
 - (7) 次条において準用する第208条第2項の提供した具体的な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容等の記録
 - (8) 次条において準用する第210条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (9) 次条において準用する第212条第3項に規定する結果等の記録
- (準用)

第233条 第49条の5、第49条の6、第50条の2から第52条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第119条の4、第138条の2、第206条から第210条まで及び第212条から第214条まで

務に従事することができる。
(記録等の整備)

第232条 (略)

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
 - (2) 第234条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
 - (7) 次条において準用する第208条第2項の規定による提供した具体的な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容等の記録
 - (8) 次条において準用する第210条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (9) 次条において準用する第212条第3項の規定による結果等の記録
- (準用)

第233条 第49条の5、第49条の6、第50条の2から第52条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の8まで、第53条の10から第53条の11まで、第119条の4、第138条の2、第206条から第209条まで、第210条及び第212条

の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条、第53条の2の2第2項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第230条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第53条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第208条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第212条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(管理者)

第238条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(掲示及び目録の備付け)

から第214条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条、第53条の2の2第2項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第230条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第53条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第208条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第212条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(管理者)

第238条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(掲示及び目録の備付け)

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、
指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい
場所に、第241条の運営規程の概要その他の利
用申込者の指定介護予防福祉用具貸与の選択
に資すると認められる重要な事項を掲示しなけ
ればならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項
に規定する事項を記載した書面を事業所に備
え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由
に閲覧させることにより、同項の規定による
掲示に代えることができる。

3 (略)

(記録等の整備)

第246条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用
者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供
に関する次に掲げる記録等を整備し、その完
結の日から2年間保存しなければならない。
(1) (略)
(2) 次条において準用する第49条の13第2項
の提供した具体的な指定介護予防福祉用具
貸与の内容等の記録

(3) 第244条第4項の結果等の記録

(4) 次条において準用する第50条の3に規定
する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第53条の8第2項
の苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第53条の10第2項
の事故の状況及び講じた措置の記録

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、
指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい
場所に、第241条の運営規程の概要その他の利
用申込者の指定介護予防福祉用具貸与の選択
に資すると認められる重要な事項(以下この条
において単に「重要事項」という。)を掲示し
なければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要
事項を記載した書面を事業所に備え付け、か
つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ
ることにより、前項の規定による掲示に代え
ることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則
として、重要事項をウェブサイトに掲載しな
ければならない。

4 (略)

(記録等の整備)

第246条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用
者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供
に関する次に掲げる記録等を整備し、その完
結の日から2年間保存しなければならない。
(1) (略)
(2) 次条において準用する第49条の13第2項
の規定による提供した具体的な指定介護予
防福祉用具貸与の内容等の記録

(3) 第249条第9号の規定による身体的拘束等
の態様及び時間、その際の利用者の心身の
状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第244条第4項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第50条の3の規定
による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第53条の8第2項
の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第53条の10第2項
の規定による事故の状況及び講じた措置の

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第249条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

(7) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第250条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利

記録

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第249条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(5)～(7) (略)

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第250条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利

用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防福祉用具貸与の内容、指定介護予防福祉用具貸与の提供を行う期間等について定めた介護予防福祉用具貸与計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第264条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 （略）

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

6～8 （略）

（管理者）

第255条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（記録等の整備）

用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防福祉用具貸与の内容、指定介護予防福祉用具貸与の提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等について定めた介護予防福祉用具貸与計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第264条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 （略）

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8 （略）

（管理者）

第255条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（記録等の整備）

第260条 (略)

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第257条の提供した具体的な指定特定介護予防福祉用具販売の内容等の記録

- (3) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第263条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)・(2) (略)

第260条 (略)

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第257条の規定による提供した具体的な指定特定介護予防福祉用具販売の内容等の記録
- (3) 第263条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
- (指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)
- 第263条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。**
- (1)・(2) (略)
- (3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び

(3)・(4) (略)

利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(9) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第264条 (略)

2～4 (略)

(電磁的記録等)

第265条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

第264条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(電磁的記録等)

第265条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第49条の5第1項（第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（第195条において準用する場合を含む。）、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。）及び第208条第1項（第233条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第49条の5第1項（第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（第195条において準用する場合を含む。）、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。）及び第208条第1項（第233条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（記録の整備）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第28条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第28条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(職員の配置の基準)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6～12 (略)

(協力病院等)

第24条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(職員の配置の基準)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6～12 (略)

(協力医療機関等)

第24条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染

<p><u>2</u> (略)</p>	<p><u>症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬ。</u></p> <p><u>5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p>
---------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第4条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準省令</u>」という。）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の</p>

じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第146条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号）第128条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かなければならぬ。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準規則第98条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓

練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第4条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを交付する方法

第4条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第52条第1項に

3～6 (略)

(緊急時等の対応)

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第2条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

(管理者による管理)

第23条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力病院等)

第31条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならぬ。

おいて同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(緊急時等の対応)

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第2条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第23条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第31条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならぬ。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当

2 (略)

(掲示)

第32条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第38条の2 (略)

該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

6 (略)

(掲示)

第32条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項(以下この条において単に「重要な事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、重要な事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(虐待の防止)

第38条の2 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第38条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(会計の区分)	(会計の区分)
第39条 (略)	第39条 (略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第40条 (略)	第40条 (略)
2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 第10条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	(2) 第10条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第13条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	(3) 第13条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 第22条に規定する市町村への通知に係る記録	(4) 第22条の規定による市町村への通知に係る記録
(5) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録	(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(6) 第38条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (勤務体制の確保等)	(6) 第38条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (勤務体制の確保等)
第49条 (略)	第49条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>5 (略)</u> (電磁的記録等)	<u>5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>
第52条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるも	第52条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるも

の（第7条第1項（第51条において準用する場合を含む。）及び第10条第1項（第51条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 （略）

の（第7条第1項（第51条において準用する場合を含む。）及び第10条第1項（第51条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第5条 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（従業者の員数）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができ</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができ</p>

る。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 (略)

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

る。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

7 (略)

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第52条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したもの）を交付する方法

3～6 (略)

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第17条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第24条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準省令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又

第17条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第24条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準省令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症及

は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) (略)

(協力病院)

第32条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならぬ。

び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) (略)

(協力医療機関等)

第32条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならぬ。
ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行った知事に届け出なければならぬ。

2 (略)

(掲示)

第33条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

ない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

6 (略)

(掲示)

第33条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事

(虐待の防止)

第38条の2 (略)

項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(虐待の防止)

第38条の2 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第38条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(会計の区分)

第39条 (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第10条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第11条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第14条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第23条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の

(会計の区分)

第39条 (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第10条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第11条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第14条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第23条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の

<p>記録</p> <p>(7) 第38条第3項に規定する事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録 (勤務体制の確保等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> (略) (電磁的記録等)</p> <p>第52条 介護老人保健施設及びその従業者は、 作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（第51条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（第51条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>の記録</p> <p>(7) 第38条第3項の規定による事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録 (勤務体制の確保等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、 ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (略) (電磁的記録等)</p> <p>第52条 介護老人保健施設及びその従業者は、 作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（第51条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（第51条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 人員、設備及び運営に関する基準 (第2条—第30条の2)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>附則 (記録の整備)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第14条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (職員の配置の基準)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 人員、設備及び運営に関する基準 (第2条—第30条の3)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>附則 (記録の整備)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第14条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (職員の配置の基準)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 特別養護老人ホーム (離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号) 第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人</p>
--	---

員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」といふ。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」といふ。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所又は指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（緊急時等の対応）

第21条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第10条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

第21条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第10条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、

（緊急時等の対応）

(施設長の責務)

第22条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで及び第11条から第30条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(協力病院等)

第26条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第22条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで及び第11条から第30条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(協力医療機関等)

第26条 特別養護老人ホームは、入所者の病状等の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならぬ。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平

成10年法律第114号) 第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関 (次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症 (同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならぬ。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が、第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合には、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)
(虐待の防止)

2 (略)
(虐待の防止)
第30条の2 (略)

第30条の2 (略)
(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第30条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(この章の趣旨)

(この章の趣旨)

第31条 (略) (勤務体制の確保等)	第31条 (略) (勤務体制の確保等)
第38条 (略)	第38条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>5 (略)</u>	<u>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>
<u>(準用)</u>	<u>6 (略)</u>
第40条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2及び第25条から第30条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第40条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第40条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の2まで」とあるのは「第32条及び第34条から第39条まで並びに第40条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2及び第25条から第30条の2まで」と読み替えるものとする。	第40条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2及び第25条から第30条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第40条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第40条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の3まで」とあるのは「第32条及び第34条から第39条まで並びに第40条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2及び第25条から第30条の3まで」と読み替えるものとする。
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第43条 (略)	第43条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
<u>11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人</u>	<u>11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に</u>

員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12～15　（略）
（準用）

第46条 第2条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで、第30条及び第30条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第46条において準用する第14条第5項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第46条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第46条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の2まで」とあるのは「第44条及び第45条並びに第46条において準用する第6条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで、第30条及び第30条の2」と読み替えるものとする。

（準用）

第50条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2、第25条から第

行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12～15　（略）
（準用）

第46条 第2条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで及び第30条から第30条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第46条において準用する第14条第5項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第46条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第46条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の3まで」とあるのは「第44条及び第45条並びに第46条において準用する第6条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで及び第30条から第30条の3まで」と読み替えるものとする。

（準用）

第50条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2、第25条から第

28条まで、第30条、第30条の2、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第50条において準用する第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第50条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の2まで」とあるのは「第49条並びに第50条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2、第25条から第28条まで、第30条、第30条の2、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条」と読み替えるものとする。

28条まで、第30条から第30条の3まで、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第50条において準用する第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第50条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の3まで」とあるのは「第49条並びに第50条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2、第25条から第28条まで、第30条から第30条の3まで、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第7条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(記録の整備)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第16条第3項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第30条第2項の苦情の内容等の記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第16条第4項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p>

(5) 第32条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録
(職員配置の基準)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5~13 (略)

(入所申込者等に対する説明等)

第11条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4~7 (略)

(5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員配置の基準)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5~13 (略)

(入所申込者等に対する説明等)

第11条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4~7 (略)

(協力医療機関等)

第26条 (略)

(協力医療機関等)

第26条 (略)

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速や

2 (略)

(掲示)

第27条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(電磁的記録等)

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

附 則

12 附則第8項第1号の施設長は、専らその職

かに入所させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(掲示)

第27条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(電磁的記録等)

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

附 則

12 附則第8項第1号の施設長は、専らその職

務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理に支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第8条 介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成30年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法</u> により一定の事項を <u>確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	(内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第53条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u> をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
3～6 (略) (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)	3～6 (略) (必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)
第18条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医	第18条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医

療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第25条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(協力病院)

第33条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならぬ。

療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

(管理者による管理)

第25条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第33条 介護医療院は、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならぬ。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機

関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る許可を行った知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

6 （略）

（掲示）

2 （略）

（掲示）

第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示

第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項

しなければならない。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第39条の2 (略)

(会計の区分)

第40条 (略)

(勤務体制の確保等)

第50条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(電磁的記録等)

第53条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文

(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(虐待の防止)

第39条の2 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(会計の区分)

第40条 (略)

(勤務体制の確保等)

第50条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(電磁的記録等)

第53条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文

書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第52条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第52条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第52条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第52条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

第9条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和3年静岡県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第38条の2（新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条（新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第202条（新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。）、第235条、第246条、第261条、第</p>	<p>附 則 (虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第38条の2（新指定居宅サービス等基準規則第96条において準用する場合に限る。）及び第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第53条の10の2（新指定介護予防サービス等基準規則第92条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの</p>

263条及び第274条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第53条の10の2（新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（新指定介護予防サービス等基準規則第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。）、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第29条、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第38条の2（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第38条の2（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。）第37条の2、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第30条の2（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）、

規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準規則第94条及び新指定介護予防サービス等基準規則第90条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第33条（新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。）並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第39条の2（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準規則第28条（新指定居宅サービス等基準規則第40条の3及び第45条において準用する場合を含む。）、第55条（新指定居宅サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。）、第75条、第85条、第94条、第105条（新指定居宅サービス等基準規則第113条及び第133条において準用する場合を含む。）、第141条、第162条（新指定居宅サービス等基準規則第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。）、第176条、第199条、第211条、第230条、第243条及び第255条（新指定居宅サービス等基準規則第263条及び第274条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準規則第53条（新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。）、第71条、第81条、第90条、第119条、第137条（新指定介護予防サービス等基準規則第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。）、第155条、第177条、第192条、第211条、第230条、第241条（新指定介護予防サービス等基準規則第252条及び第261条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第6条、新指定介

護老人福祉施設基準規則第26条及び第48条、
新介護老人保健施設基準規則第27条及び第48
条、新指定介護療養型医療施設基準規則第26
条、新特別養護老人ホーム基準規則第6条
(新特別養護老人ホーム基準規則第46条にお
いて準用する場合を含む。)及び第32条 (新特
別養護老人ホーム基準規則第50条において準
用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準
規則第6条 (新軽費老人ホーム基準規則附則
第26項において準用する場合を含む。)並びに
新介護医療院基準規則第28条及び第49条の規
定の適用については、これらの規定中「、次
に」とあるのは「、虐待の防止のための措置
に関する事項に関する規程を定めておくよう
努めるとともに、次に」と、「重要事項」と
あるのは「重要事項 (虐待の防止のための措
置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日
までの間、新指定居宅サービス等基準規則第
30条の2 (新指定居宅サービス等基準規則第
40条の3、第45条、第57条、第61条、第77
条、第87条、第96条、第111条、第113条、第
133条、第144条、第166条 (新指定居宅サービ
ス等基準規則第179条において準用する場合を
含む。)、第179条の3、第186条、第202条 (新
指定居宅サービス等基準規則第214条におい
て準用する場合を含む。)、第235条、第246条、
第261条、第263条及び第274条において準用す
る場合を含む。)、新指定介護予防サービス等
基準規則第53条の2の2 (新指定介護予防サ
ービス等基準規則第61条、第73条、第83条、
第92条、第122条、第141条 (新指定介護予防
サービス等基準規則第158条において準用する
場合を含む。)、第163条の3、第170条、第180
条 (新指定介護予防サービス等基準規則第195

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和9年3月31日
までの間、新指定居宅サービス等基準規則第
30条の2 (新指定居宅サービス等基準規則第
96条において準用する場合に限る。)及び新指
定介護予防サービス等基準規則第53条の2の
2 (新指定介護予防サービス等基準規則第92
条において準用する場合に限る。)の規定の適
用については、これらの規定中「講じなけれ
ば」とあるのは「講じるよう努めなければ」
と、「実施しなければ」とあるのは「実施す
るよう努めなければ」と、「行うものとす
る」とあるのは「行うよう努めるものとす
る」とする。

条において準用する場合を含む。)、第216条、
第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第22条の2、新指定介護老人福祉施設基準規則第27条の2(新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第28条の2(新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第27条の2、新特別養護老人ホーム基準規則第23条の2(新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第23条の2(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第29条の2(新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第10条 老人福祉法施行細則（昭和39年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第5号 (略) (略)</p> <p>養護老人ホーム 設置届 特別養護老人ホーム</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあっては、次に掲げる事項</p>	<p>様式第5号 (略) (略)</p> <p>養護老人ホーム 設置届 特別養護老人ホーム</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあっては、次に掲げる事項</p>

(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 規則第26条第1項（規則第40条において準用する場合を含む。）に規定する <u>協力病院</u> の名称及び診療科名並びに当該 <u>協力病院</u> との契約の内容	(4) 規則第26条第1項（規則第40条において準用する場合を含む。）に規定する <u>協力医療機関</u> の名称及び診療科名並びに当該 <u>協力医療機関</u> との契約の内容
(5) 規則 <u>第26条第2項</u> （規則第40条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容	(5) 規則 <u>第26条第6項</u> （規則第40条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容
5・6 (略)	5・6 (略)
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第32条第3項（新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条（新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第202条（新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。）、第235条及び第246条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定居宅サービス等基準規則第259条第3項（新指定居宅サービス等基準規則第263条及び第274条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第53条の4第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（新指定介護予防サービス等基準規則第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。）、第216条及び第233条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新指定介護予防サービス等基準規則第245条第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第252条及び第261条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備

及び運営の基準に関する規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第32条第3項（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第33条第3項（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第7条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第27条第3項（新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第34条第3項（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和7年3月31までの間は、新指定居宅サービス等基準規則第153条第6項（新指定居宅サービス等基準規則第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。）、第172条第8項、第192条第6項及び第207条第8項並びに新指定介護予防サービス等基準規則第135条第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第158条、第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。）及び第176条第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この規則の施行の日から令和9年3月31までの間は、新指定居宅サービス等基準規則第164条の2（新指定居宅サービス等基準規則第179条、第179条の3、第186条、第202条（新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。）及び第235条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準規則第139条の2（新指定介護予防サービス等基準規則第158条、第163条の3、第170条、第180条（新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。）及び第216条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第38条の3（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第38条の3（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第30条の3（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第39条の3（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）^{くう}

5 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定居宅サービス等基準規則第226条の2及び新指定介護予防サービス等基準規則第209条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

6 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する規則第24条第1項、新指定介護老人福祉施設基準規則第31条第1項（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第32条第1項（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準規則第26条第1項（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第33条第1項（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（老人福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

7 この規則の施行の際現に第10条の規定による改正前の老人福祉法施行細則様式5号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第10号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者) 第64条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内</u> の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	(管理者) 第64条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
2・3 (略) (指定訪問看護の具体的取扱方針)	2・3 (略) (指定訪問看護の具体的取扱方針)
第70条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略)	第70条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、 <u>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、 <u>その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (5)～(7) (略)
(記録等の整備) 第76条 (略)	(記録等の整備) 第76条 (略)

- | | |
|---|--|
| <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定訪問看護の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録
(従業者の員数)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指</p> | <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定訪問看護の内容等の記録</p> <p>(5) 第70条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(7) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
(従業者の員数)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第11号。以下「介護老人保健施設基準規則」という。）第2条又は介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成30年静岡県規則第17号。以下「介護医療院基準規則」という。）第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指</p> |
|---|--|

定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準規則第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第84条 (略)

2・3 (略)

定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準規則第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第84条 (略)

2・3 (略)

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハ

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第135条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第139条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第86条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条に規定する

ビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第135条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたりハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第139条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第86条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等の記録

(3) 第83条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定によ

市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録
(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第93条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第93条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6)～(9) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第95条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

第135条 (略)

2・3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第95条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 第93条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

第135条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合について

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第116条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第138条 指定通所リハビリテーションの方針
は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成等)

第139条 (略)

2・3 (略)

は、介護老人保健施設基準規則第2条又は介護医療院基準規則第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第116条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第138条 指定通所リハビリテーションの方針
は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成等)

第139条 (略)

2・3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係

4・5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第84条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録等の整備）

第143条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条に規定する

る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5・6 (略)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第84条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録等の整備）

第143条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 第138条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定によ

市町村への通知に係る記録	る市町村への通知に係る記録
(4) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録	(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(5) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録	(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者)	(管理者)
第64条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	第64条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
2・3 (略)	2・3 (略)
(記録等の整備)	(記録等の整備)
第72条 (略)	第72条 (略)
2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防訪問看護の内容等の記録	(4) 次条において準用する第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防訪問看護の内容等の記録
(5) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録	(5) 第75条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(6) 次条において準用する第50条の3に規定による市町村への通知に係る記録	(6) 次条において準用する第53条の8第2項
(7) 次条において準用する第53条の8第2項	

の苦情の内容等の記録

(Ⅰ) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第75条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(15) 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の帳簿書類（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師の指示等）

第76条 (略)

2・3 (略)

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

の規定による苦情の内容等の記録

(Ⅷ) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第75条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(17) 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の帳簿書類（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師の指示等）

第76条 (略)

2・3 (略)

4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第78条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準規則第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第82条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハ

第78条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第11号。以下「介護老人保健施設基準規則」という。）第2条又は介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成30年静岡県規則第17号。以下「介護医療院基準規則」という。）第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準規則第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第79条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第82条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハ

ビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(4) (略)

- (5) (略)

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第116条第1項に規定する指定介

ビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容等の記録
 - (3) 第85条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
- (指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)
- 第85条** 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1)～(4) (略)
 - (5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
 - (6) (略)
 - (7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第116条第1項に規定する指定介

護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第124条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

(9)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第91条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第124条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(16) (略)

(17) 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第91条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前号の指導又は助言を行ったときは、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 次条において準用する第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 第94条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 第2号の指導又は助言を行ったときは、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(6)～(9) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

第116条 (略)

2・3 (略)

第116条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準規則第2条又は介護医療院基準規則第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことが

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第135条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第121条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針)

第124条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとす

できる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第135条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第121条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 第124条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱方針)

第124条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとす

る。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第85条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

る。

(1)～(4) (略)

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第85条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し

<p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) 第1号から<u>第11号</u>までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 第1号から<u>第14号</u>までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。